

府港2552号
令和8年7月29日

内閣官房長官 様
国土交通大臣 様
防 衛 大 臣 様

堺泉北港港湾管理者 大阪府
代表者 大阪府知事 吉村 洋文

「総合的な防衛体制強化のための公共インフラ整備」に対する確認事項について（依頼）

令和8年3月30日に説明いただきました堺泉北港における「総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備」について、別添のとおり確認事項を整理いたしましたのでご回答いただきますようお願いいたします。

記

添付資料：特定利用港湾 国への確認事項

以上

特定利用港湾 国へ確認事項

1. 【取組全般】

Q 1 : 堺泉北港では、これまでも自衛隊や海上保安庁による訓練が実施されており、運用上の課題も生じていないと認識している。そのような状況において、なぜ新たに特定利用港湾として指定する必要があるのか。

Q2 : 近年の国際情勢を踏まえた特定利用港湾の必要性について、可能な範囲でより具体的に示していただきたい。

Q3 : なぜ堺泉北港が指定されるのか。

Q4 : 他の府営港湾や大阪港は候補でないのか。

Q5 : 堺泉北港のどの施設を利用することを想定しているのか？

Q6 : 「国民の生命、財産を守る上で緊急性が高い場合、船舶の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合」には「存立危機事態」、「重要影響事態」、「国際平和共同対処事態」が含まれるのか？

Q 7 : 国家安全保障戦略における記述を踏まえ、特定利用港湾の枠組みは、有事への対応を直接の目的とするものではない、との理解でよいのか。

Q8：地元市民等から、「これまでも訓練利用は行われているものの、今回、訓練利用が円滑に調整できる特定利用港湾に指定されることで、当該港湾が今後、自衛隊や関係機関による訓練の重点実施場所と認識されることになり、武力紛争時における攻撃対象となるリスクの増大や、ジュネーヴ諸条約上の文民施設としての取扱いに影響を及ぼすのではないか」との懸念が寄せられている。

特定利用港湾となることで、ジュネーヴ条約上の取り扱いがどうなるのか、法的根拠をもって具体的にお示しいただきたい。

Q9：地元市から、「今回の指定にあたっては、地元市民がこういった懸念を抱いていることから、本取り組みの主体である国が地元の市民に直接説明する責任があると考え」との意見があるが、国から地元市民に直接説明することは考えているか。

Q10：特定利用港湾の指定により「必要な整備が促進される」とされているが、堺泉北港周辺において具体的にどのような整備が想定されているのか。また、道路ネットワークの整備が行われる可能性はあるのか。

Q11：国との質疑応答については、国の考え方を広く府民に示し、理解を得る必要があることから、公表したいと考えているが、差支えないか。

2.【利用関係】

Q12：特定利用港湾における「民生利生を主とする」との考え方の定義、具体的内容及び運用上の取り扱いはどのようなものか。

Q13：民生利用の予定が入っている日は、訓練を断ることはできるか？

Q14：堺泉北港では、使用日の2週間前からシステムによる使用許可申請を受け付けている。年度当初に年間の訓練計画が示されている場合でも、使用予定日の直前に民生利用の申請がなされることが想定される。この場合、民生利用を優先して許可して差し支えないか。

Q15：堺泉北港では使用申請が競合した場合、当事者間での調整をお願いしている。訓練利用についても同様の運用としてよいか。

Q16：民生利用の申請がある日に訓練利用を優先実施した場合、民生利用者に損失が生じたときは、その損失を国が補償するのか。

Q17：特定利用港湾の指定により、訓練利用の日数はこれまでより増加することが見込まれるか。

Q18：特定利用港湾に指定された以降、従前と比較して訓練日数が増加した港湾は、既指定33港湾のうち何港湾あるか。また、そのうち増加日数が最多の港湾では、何日の増加となっているか。

Q19：自衛隊や海上保安庁が特定利用港湾で訓練を行う際、訓練車両や船舶は武器や弾薬等の危険物を搭載して訓練を行うのか？

Q20：訓練利用においても、大阪府港湾施設条例に基づく使用許可申請手続きがなされるとの認識でよいか。

Q21：自衛隊や海上保安庁の訓練や利用の際、港運事業者へも荷役等の訓練協力を求められるのか？

Q22：武器や弾薬等の危険物を搭載して訓練を行う場合、弾薬等の危険物の搭載や荷下ろしを港運事業者が行うことはあるか。

Q23：自衛隊や海上保安庁の訓練や利用の際、港運事業者が所有する荷役機械の貸与協力を求められるのか？

Q24：自衛隊や海上保安庁の訓練や利用において、港運事業者が所有する荷役機械等を損傷させた場合、国から弁償（補償）をしてもらえるのか？

Q25：地元自治体や港湾利用者等から、「弾薬等を取り扱う危険な訓練が想定されているのであれば、インフラ管理者ではなく、実際に訓練を実施する防衛省又は海上保安庁から説明してほしい」との要望があるが、同省庁から説明してもらえるか。

Q26：日米共同訓練における米軍の港湾利用に関する調整は、特定利用港湾の枠組みの対象となるのか。

3.【地域への影響】

Q27：自衛隊や海上保安庁の訓練や利用において、騒音、悪臭や水質汚濁等による影響が生じた場合、対応してもらえるのか？

Q28：民間活力を導入したにぎわい創出（みなと緑地 PPP など）や公共空間の整備を計画・推進する際、特定利用港湾の指定に伴う新たな法令上の制限や、国から計画変更の要請等が生じる可能性はあるか。